

IW2006

# インターネット上の法律勉強会

～Winny完全規制問題のおさらい～

2006年12月6日

株式会社ぶららネットワークス

弘灰 和憲

# Winny完全規制発表までの経緯

- 2003年頃  
P2Pトラヒックがバックボーンを圧迫、他の利用者に速度低下などの影響
- 2003年11月  
P2Pトラヒックの帯域制御を開始

## ～Winny社会問題化～

- 2005～06年  
Winnyに感染するウィルスの登場により、個人情報や企業、官公庁等の機密情報の漏洩が社会問題に
- 06年3月15日  
官房長官が国民のWinny利用中止を呼びかけ
- 06年3月16日  
ぷらら「Winny完全規制」を報道発表

# 発表から完全規制見合わせまで

- 4月4日以降、Winny遮断実施に向け具体的な実施内容を総務省に説明
- マスコミでの報道活発化(賛否両論)
- 5月17日に総務省から、「今回ぷららが予定している措置は、通信の秘密の侵害にあたる可能性が高い」との連絡
- 5月18日朝のNHKテレビニュースで報道
- 同日 ぷらら完全規制を再検討する旨の報道発表

# 総務省の見解(要旨)

- Winny通信規制にあたっては、Winny特有のトラフィックパターン(データ長、バイナリパターン)を検知して規制を行なうが、これらは**通信の構成要素**(通信の秘密)である
- Winny通信を検知するにあたり**通信の内容**(通信の秘密)を**知得する可能性**がある
- このような行為を**利用者の同意なく**行うことは、通信の秘密の侵害にあたる可能性が高い

(電話にてヒアリングし、ぷらら側でまとめたもの)

# 「Winnyフィルタ」の提供

3. Winnyフィルタ[NEW]

Winnyフィルタでは、「レベル1(ON)」、「レベル0(OFF)」レベルから、お客様ご自身の判断でフィルタレベルをお選びいただけます。お客様のご利用形態に応じ、2つのレベルのいずれかをお選び下さい。

[Winny \(ウィニー\)とは? Winny による情報漏えい](#)

**レベル1 (ON)**

Winnyによる通信

インターネット

【概要】  
・必ずしもバックボーンを流通するWinnyによる通信とみなされるトラフィックをブロックします。  
(推奨)

【メリット】  
・Winnyとみなされる通信の規制を行いますので、ウィルス感染によりWinnyを介してお客様のパソコン内にある情報が漏えいされることを防ぎます。

【注意点】  
・Winnyによる通信ができなくなります。

**レベル0 (OFF)**

Winnyによる通信

インターネット

【概要】  
・Winnyによる通信をブロックしません。  
(フィルタ解除と同様)

【注意点】  
・「リセット」のレベルを「レベル0(OFF)」に設定していただく必要があります。  
・Winnyご利用にあたっては、他の会員の迷惑にならないレベルまでのトラフィック制御をさせていただきますので、予めご了承下さい。

フィルタリングオンのための5条件をクリアし、利用者の同意を取得

- ・個別の解除可能(FTTHユーザー限定)
- ・その他の提供条件が同一
- ・サービス内容等が明確に限定
- ・アンケート実施により同意を推定
- ・重要事項説明に準じた手続きで説明

デフォルトでWinny通信を遮断

# 通信の秘密解釈の手がかり(1)

- 電気通信事業法 第4条(秘密の保護)

電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

- 電気通信サービスFAQ (総務省HP)

5-4「通信の秘密の保護」に関する法律と「通信の秘密」として保護される範囲について教えてください。

(前略)このように通信の秘密が保障されなければならない理由には、通信の内容だけでなくその存在の秘密が確保されることも含まれるものですから、上記の各法律の保護の及ぶ範囲は、通信内容だけでなく、通信当事者の住所、氏名、通信日時、発信場所等通信の構成要素や通信の存在の事実の有無を当然に含むものです。

5-5インターネット上の通信も「通信の秘密」として保護されるのですか。

インターネットを利用して行われる通信であっても、インターネット接続事業者のサービスを利用して行われるような場合には、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密に該当し、電気通信事業法に定める保護が与えられることとなります。

(後略)

# 通信の秘密解釈の手がかり(2)

- 「逐条解説 電気通信事業法」(電気通信法制研究会; S62)

「通信の秘密」の範囲は、通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所等通信の構成要素や通信回数等通信の存在の事実の有無を含むものである。これらの構成要素は、それによって通信の内容を探知される可能性があるし、また、通信の存在の事実を通じて個人の私生活の秘密(プライバシー)が探知される可能性があるからである。このように「通信の秘密には、通信の内容たる事実に係わるものと通信の外形的な事実に係わるものがあるが、ここでは両者を保護するものである。なお、通信の内容は、それが公知の事実であっても、また、意味のない内容であっても、「通信の秘密」として保護されるものである。